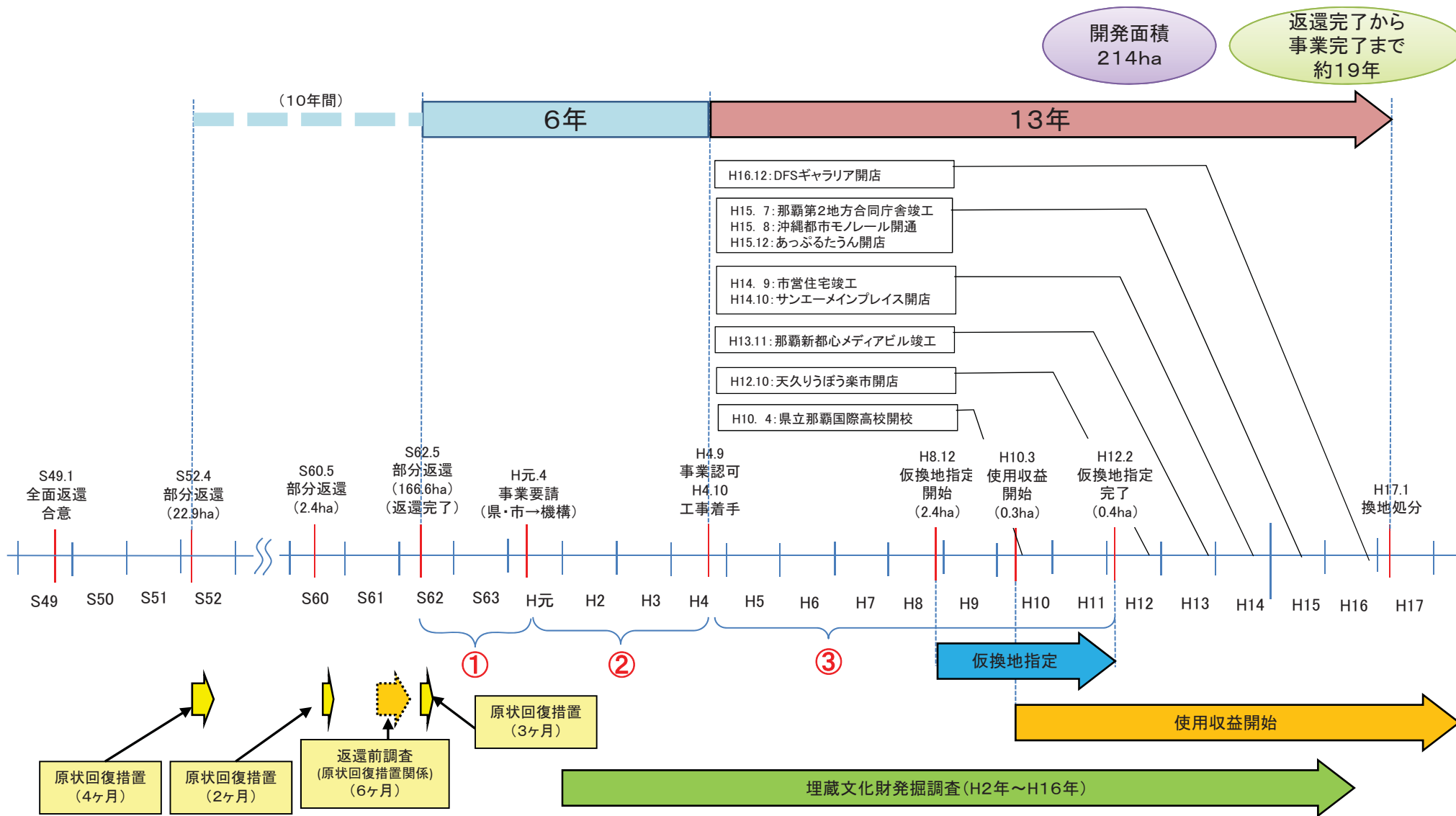


2-1-2 那覇新都心における跡地利用の経緯



- ①主に沖縄県・那覇市が都市計画決定等に要した期間
- ②主に不発弾調査、埋蔵文化財調査、認可申請等に要した期間
- ③主に土地区画整理事業に要した期間

2-13 跡地利用に向けた主な取組状況

- SACO最終報告において返還が承認された施設
- ロードマップにおいて返還が検討される旨記載された施設
(SACO最終報告からの見直し)
- ロードマップにおいて新たに返還が検討される旨記載された施設

	平成14年度以前 SACO最終報告(平成8年)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度 「2+2」	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降
1	北部訓練場 (国頭村・東村)											
2	安波訓練場 (国頭村)	平成10年度 までに返還										
3	ギンバル訓練場 (金武町)						公設公営施設 基本計画策定			返還予定		
4	瀬名波通信施設 (談谷村)				返還	原状回復		基本構想 策定	総合整備 計画策定			
5	楚辺通信所 (談谷村)				返還	原状回復			総合整備 計画策定			
6	談谷補助飛行場 (談谷村)				返還	原状回復			総合整備 計画策定			
7	キャンプ桑江北側地区 (北谷町)	平成14年 度に返還	原状回復		総合整備 計画策定							
8	キャンプ桑江南側地区 (北谷町)			まちづくり基本 構想策定			まちづくり基本 構想策定 (見直し)	まちづくり基本 計画策定	行動計画 策定			跡地利用 計画策定 (想定)
9	キャンプ瑞慶覧(ライカム・ロ ウワー地区) (沖縄市・北中城村)			跡地利用基本 計画策定								
10	キャンプ瑞慶覧(アワセゴルフ 場) (北中城村)				基本計画 策定					返還		
11	キャンプ瑞慶覧(喜舎場ハウ ジング地区) (北中城村)	跡地利用計画策 定(平成12年度)					喜舎場 SIC1/4運 用開始		喜舎場SIC4/4フルインター化の検討(平成21年度～)			
12	キャンプ瑞慶覧(宜野湾市 地区) (宜野湾市)		基本計画策 定									
13	普天間飛行場跡地 (宜野湾市・沖縄県)				基本方針 策定		行動計画 策定			跡地利用計 画中間とり まとめ(案)		跡地利用 計画策定 (想定)
14	牧港補給地区 (浦添市)							跡地利用 基本構想 策定		跡地利用 計画策定 (想定)		
15	那覇港湾施設 (那覇市)											跡地利用基 本方針策定 (想定)

○陸軍貯油施設第一桑江タンクファーム(北谷町)については、現時点で跡地利用の具体的な取組は行われていない。
○キャンプ瑞慶覧の「インダストリアル・コリドー」については、区域が特定されていないことから、現時点で跡地利用の具体的な取組は行われていない。

2-1-4 事業実施主体及び事業手法に関する主な事例

(1) 県内における主な事例

市町村	地区	面積	事業の概要	基盤整備の 事業主体・事業手法	備考
那覇市	那覇新都心地区 (跡地: 牧港住宅地区)	約214ha (うち元米軍基地用地約192ha)	・那覇市の新たな都市拠点づくりとして行政機能や先端ビジネス、商業、住宅等都市機能を集積促進	(主体) 地域振興整備公団 (現 都市再生機構) (手法) 土地区画整理事業	・那覇新都心株式会社による地権者調整、多数の権利者の調整や企業誘致を行って大規模に都市機能導入を実現
那覇市	小禄・金城地区 (跡地: 那覇空軍・海軍補助施設)	全体373.9ha	・地域社会の形成と地域経済の活性化を目的として、返還跡地における市街地整備(住宅地、商業地、学校・公園等公共施設の複合立地)を実施	(主体) 那覇市 (手法) 土地区画整理事業	・平成元年時点6,754人の人口が、平成18年3月末現在では14,078人(那覇市人口の4.5%)と2倍に増加 ・2003年(平成15)には、沖縄都市モノレール(ゆいレール)が開通し、県外からの移住者の転居地としても人気のある地域
北谷町	ハンビー飛行場(キャンプ瑞慶覧の一部)	約42.5ha	・キャンプ瑞慶覧の一部(国道58号西側部分)として設営されたハンビー飛行場 ・返還跡地は1990年(平成2)に北前地区土地区画整理事業が完了し、北前及び北谷地区(ハンビータウン)を形成	(主体) 北谷町 (手法) 土地区画整理事業	・跡地であるハンビー地域は、区画整理終了後1991年(平成3)ごろから急速に商業地域として発展 ・土地区画整理事業後、北谷町が安良浪公園の整備をするるとともに、地区北側のアメリカンビレッジ構想による民間活力導入により観光・商業集積が進行

2-1-5 事業実施主体及び事業手法に関する主な事例

市町村	地区	面積	事業の概要	基盤整備の 事業主体・事業手法	備考
読谷村	瀬名波通信施設	約62ha	<ul style="list-style-type: none"> ・地権者合意形成及び土地利用条件の検討を踏まえ基本構想を策定 ・県営畑地帯総合整備事業導入に向けて調整中 	(主体) 読谷村 (手法) 跡地利用総合プログラムにより支援メニューを設定	<ul style="list-style-type: none"> ・(H18返還部分)読谷村の支援・協力による地主会を中心とした跡地利用計画の策定
読谷村	楚辺通信所	約53.5ha	<ul style="list-style-type: none"> ・旧集落の復帰に向けた宅地整備 	(主体) 読谷村 (手法) 復帰先地公共施設整備事業(計画案)	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地整備に向けたインフラ整備
読谷村	読谷補助飛行場	約191ha	<ul style="list-style-type: none"> ・読谷補助飛行場跡地利用実施計画に基づき、役場庁舎、文化センター、野球場、運動広場などが整備 	(主体) 読谷村、土地区画整理組合、土地改良区 (手法) 村施設整備事業、沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業、土地区画整理事業、県営土地改良事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な事業活用による跡地整備
北中城村	アワセゴルフ場地区	約47.9ha	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業による複合商業施設を中心とした拠点整備 ・市街化区域編入に向けて、まちづくりの指針となる跡地利用計画を策定 	(主体) 北中城村アワセ土地区画整理組合(予定) (手法) 土地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・返還前からの民間企業への積極的な情報発信 ・進出企業の参画による跡地整備計画の策定

2-1-6 事業実施主体及び事業手法に関する主な事例

(2) 県外における主な事例

地区	所在地	返還年月日	面積	利用計画	基盤整備の事業主体・事業手法	備考
水戸対地射爆撃場	茨城県 ひたちなか市(旧勝田市、那珂湊市) 那珂郡東海村	S48.3.15	約1,182ha	公園、流通港湾関連施設、流域下水道終末処理場、上水配水場、葬祭センター、市街地整備用地、土地区画整理事業用地、漁業無線局、自動車安全運転センター、石炭火力発電所、動燃事業団東海事業所 ※市街地整備用地および土地区画整理事業用地では、県・市によって土地区画整理事業を実施し、民間企業等を誘致している。	○市街地整備 (主体)茨城県、ひたちなか市 (手法)土地区画整理事業 ○常陸那珂工業団地 (主体)茨城県 (手法)工業団地造成事業 ○茨城港常陸那珂港区 (主体)国土交通省、茨城県 ○国営ひたち海浜公園 (主体)国土交通省	・大口返還財産(※)の留保地における民間創意の活用による都市環境整備 ・茨城県が用地を有償で取得
立川飛行場	東京都立川市 昭島市	S51.5.31～ S52.11.30	約459 ha	公園、防災基地(自衛隊、海上保安庁及び東京都、国土庁、食糧庁)、警察庁及び東京消防庁、日赤血液センター、ガス供給施設、変電所、市街地整備用地	○市街地整備 (主体)都市再生機構、立川市 (手法)土地区画整理事業、市街地再開発事業 ○国営昭和記念公園 (主体)国土交通省	・大口返還財産(※)である立川飛行場跡地における周辺市街地を含めた都市機能・都市基盤整備

※大口返還財産：昭和48年1月、日米合同委員会において合意をみた米軍の基地集約化計画に基づき、米軍に提供されていた大規模な国有地のうち昭和48年から昭和57年にかけて返還された立川飛行場、水戸対地射爆撃場等の11跡地を指す(財政制度等審議会答申「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」平成15年6月24日より)。